令和 6 年 アロハシャワー2024 in Shimoda

出店申込に際しての表明・確約

私及び雇用者が、現在、下記の1及び、2のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより出店者としての出店資格を喪失することがあることを確認します。なお、これにより私に 損害が生じた場合でも、アロハシャワー下田実行委員会になんらの請求もせず、また、アロハシャワー下田 実行委員会に損害が生じた場合は、私がその責任を負うものとします。以下、表明、確約の署名捺印し、免 許証コピーを提出します。

- 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力
- 2. 団員等」という。)
- 3. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有する。
- 4. 次の各号のいずれかに該当する行為
 - (1) この実行委員会の事業を妨げる行為。
 - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の規約に違反し、その他故意又は重大 な過失によりこの会の信用を失わせるような行為。
 - (3) 暴力的な要求行為。
 - (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (5) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (6) その他、前各号に準ずる行為。

令和 年 月 日

氏 タフ け 注 人 タ	(FI